二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　矢代川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第六百四十八号で指定した矢代川に掲げる土地の区域及び昭和六十三年建設省告示第二千百九十号で指定した同号十四に掲げる土地の区域を除く。）
　新潟県上越市中郷区岡沢
　字大峯　五二五五番一　一号から七号まで
　字大エンドウ　五二五六番一　八号から十四号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　野々田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　新潟県佐渡市椎泊
　字青門　一〇八二番　一号及び二号
　　一〇九七番　三号
　字小坂　一一三二番　四号
　　一一三四番　五号
　字つんぶり　一一四四番二　六号

○国土交通省告示第三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道東九州自動車道新設工事（宮崎県宮崎市清武町今泉字梅藪地内から同市大字鏡洲字赤木地内まで及び日南市北郷町郷之原字中河原地内から同市大字東弁分字中村地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮崎県宮崎市清武町今泉字梅藪及び字比江ヶ久保並びに大字鏡洲字芳ノ元、字伯田及び字赤木地内

宮崎県日南市北郷町郷之原字中河原、字貝ノ木、字流合、字中鶴、字古寺前、字崩之下、字浦木、字西之原、字枠永江、字友原及び字馬焼場、大藤字鉾ヶ谷、字渕之坪、字地主ヶ迫、字池之平、字池之尻、字恵良迫、字東平、字後ヶ迫、字樋之口、字中道下、字八幡下、字一町田、字中須、字餅田、字倉迫渡下、字前畑、字中河原、字前田及び字猪ノ谷、大字松永字隈陣、字無田ヶ迫、字後迫、字柿ヶ迫、字沢渡、字西ノ迫、字松中、字松下及び字梅田並びに大字東弁分字川添、字豊田、字常磐免及び字中村地内

２　使用の部分　宮崎県宮崎市清武町今泉字梅藪及び字比江ヶ久保並びに大字鏡洲字芳ノ元、字伯田及び字赤木地内

宮崎県日南市北郷町郷之原字中河原、字貝ノ木、字中鶴、字古寺前、字崩之下、字浦木、字西之原、字枠永江、字友原及び字馬焼場、大藤字鉾ヶ谷、字渕之坪、字地主ヶ迫、字池之平、字池之尻、字恵良迫、字後ヶ迫、字中道下、字八幡下、字一町田、字中須、字餅田、字倉迫渡下、字前畑、字前田及び字猪ノ谷、大字松永字隈陣、字後迫、字沢渡、字西ノ迫、字松中、字松下及び字梅田並びに大字東弁分字川添、字豊田、字常磐免及び字中村地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷地内の清武南インターチェンジから日南市大字東弁分字中村地内の日南インターチェンジ（仮称）までの延長26.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、行橋市、大分市、延岡市、宮崎市、日南市、鹿屋市等を経由して鹿児島市に至る延長約436kmの路線である。

本路線が通過する日南市は、スイートピーの主要な産地であるなど農業が盛んであり、収穫されたスイートピーは、主に宮崎空港を経由して関東方面等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行し、宮崎市及び日南市における物流等を担う主要幹線道路として一般国道220号があるが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、供用済みである本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線と連絡することで、宮崎県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、一般国道220号の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年10月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されているが、営巣は確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は軽微とされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているヒモラン、キエビネ及びナゴラン、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハナガガシ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。